

一般競争入札について

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 7 日

加古川市長 岡 田 康 裕

記

1. 業務名 加古川市若者応援クーポン給付業務
2. 発注課 こども政策課
3. 業務内容 「加古川市若者応援クーポン給付業務委託仕様書」のとおり
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年11月28日（金）まで
5. 予定価格 公表しない
6. 入札に参加できる者の資格要件
 - （1）加古川市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に、「コンピューターサービス」、「封入・封緘」又は「その他サービス」等で登録があり、本業務を履行可能と認められる者であること（ただし、例示した業種に限定するものではない。）。
 - （2）プライバシーマーク及びISO27001を取得していること。
 - （3）公告日、入札（開札）日のいずれにおいても、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - （4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - （5）加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
7. 入札に参加できる者の資格要件の確認

入札に参加しようとする者は令和 7 年 5 月19日（月）17時00分までに下記書類をこども部こども政策課に提出すること。なお、郵送も可とするが、郵送方法は書留（一般書留又は簡易書留）で郵送することとし、令和 7 年 5 月19日（月）17 時00分必着とする。

確認結果については令和 7 年 5 月22日（木）までに通知する。

- （1）一般競争入札参加申出書
- （2）プライバシーマーク登録証の写し

(3) IS027001の登録証(更新証)の写し

8. 契約条項等を示す場所

次の場所にて閲覧に供する。

加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市役所 こども部 こども政策課

電話番号 079-427-9295

9. 質問の方法及び期限

質問は本市ホームページに掲載の「加古川市若者応援クーポン給付業務に関する質問書」に必要事項を記入し電子メールにてこども部こども政策課まで行うこと。また電話による到着確認を行うこと。

質問の期限は、令和7年5月19日(月)正午までとする。期限を過ぎた質問、口頭や電話等、質問書以外の方法にてなされた質問は原則回答しない。

(E-mail: kodomo_seisaku@city.kakogawa.lg.jp)

10. 質問の回答日・方法

(1) 質問の回答日 令和7年5月22日(木)

(2) 質問の回答方法 本市ホームページ上で公表する。

11. 入札(開札)日時等

(1) 入札(開札)日時 令和7年5月27日(火)13時30分

(2) 入札(開札)場所 加古川市役所 消防庁舎4階 入札室
(加古川市加古川町北在家2000番地)

(3) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を持参すること。

ア 入札書(指定様式)

イ 委任状(指定様式)(代理人が入札を行う場合)

ウ 封筒

12. 入札保証金

免除

13. 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

14. 無効とする入札

(1) 当該入札の参加者資格がない者による入札

(2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札

(3) 委任状のない代理人が行った入札

(4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札

(5) 入札金額・交換単価率の記載のないもの、不明確なもの、入札金額・積算内訳の計算誤り及び入札金額を訂正した入札書による入札

- (6) 入札者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人の場合は、屋号及び代表者氏名）及び押印のないもの又は記名の判然としない入札書による入札
- (7) 入札書に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札
- (8) 代理人が入札する場合で、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人の場合は、屋号及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項の入札において2通以上の入札書によって行った入札又はこれらの者が更に他の者を代理した入札
- (10) 再度入札を行う場合、前回の最低入札金額を発表したときは、当該発表した金額と同額又はこれを超える金額による入札
- (11) 執行者が、錯誤の入札であると判断し、当該入札者がこれを認めた場合
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 契約保証金

契約金額の10分の1相当額。ただし、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第99条第1項各号に該当する場合は、免除する。

16. 最低制限価格制度

適用なし

17. 支払条件

事業完了後一括払いとする。また、支払いは、受注者の請求に基づき行うものとする。

なお、実績払いとなる経費があるため、該当項目は加古川市若者応援クーポン給付業務委託仕様書を確認すること。

18. その他

- (1) 入札に参加しようとする者が入札（開札）日までに「6. 入札に参加できる者の資格要件」を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (2) 「7. 入札に参加できる者の資格要件の確認」を受け、資格要件を満たしている者のみ、入札に参加できる。
- (3) 落札者が契約締結までに「6. 入札に参加できる者の資格要件」を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- (4) 落札者が契約締結までに、入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約を締結しない。
- (5) 本市ホームページに掲載する「入札・契約に関する注意事項」（掲載場所：ホーム＞行政・くらし＞組織から探す＞こども部＞こども政策課＞加古川市若者応援クーポン給付業務に係る入札について（令和7年5月7日公告分））を熟読のうえ入札に参加すること。

- (6) 入札（開札）に関して、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (8) 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が 200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出すること。
- (9) 落札者は、契約の履行にあたり関係法令等を遵守すること。
- (10) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、指名停止の措置を行います。